

手数料徴収条例の一部（建築確認申請の審査等）改正（案）について

1. 改正の要旨

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」が令和4年6月17日に公布され、改正された「建築基準法（昭和25年法律第201号）」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「省エネ法」という）」が令和7年4月1日に施行されることに伴い、恵庭市手数料徴収条例で定められている建築確認「審査」及び「検査」等の手数料について改正を行う。

2. 改正の内容

（1）審査対象規模（建築基準法施行令第148条 関係）

建築基準法の改正により、恵庭市が所管する審査対象規模が、以下のとおりとなる。

- ア. 木造 : (改正前) 延べ床面積 500㎡以下かつ2階建て以下
(改正後) 延べ床面積 300㎡以下かつ2階建て以下
- イ. 木造以外 : (改正なし) 延べ床面積 200㎡以下かつ1階建て

（2）建築基準法の改正に伴う「建築関係」の一部について

改正された建築基準法が施行されることにより、建築確認に関する事務が改められ、小規模な建築物に対する省エネ基準の適合義務化や構造基準の見直し、建築確認審査の対象となる規模の見直し等がなされる。このことにより、建築確認事務において審査・検査等の時間数において変更が生じることから、受益者負担の原則により手数料の改正を行う。

（3）「省エネ法」に基づく判定又は認定事務について

建築物の省エネ基準の評価対象規模や評価方法等が改められ、審査対象規模や審査方法、審査時間等に変更が生じる。このことにより、省エネ基準における審査・検査等の時間数において変更が生じることから、受益者負担の原則により手数料の改正を行う。

- ア 原則全ての建築物に省エネ基準への適合が義務付けられるため、住宅の手数料の新設及び非住宅の手数料の改定
- イ 「標準計算法・仕様基準併用法」の新設等に伴う手数料の新設及び改正。
- ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定制度が廃止されることに伴う手数料を削除

3. 主な手数料の見直し内容（案）

（1）確認申請手数料等【改正】 建築基準法関係

確認申請								
	30㎡以内	30㎡超 100㎡以内	100㎡超 200㎡以内	200㎡超 300㎡以内	300㎡超 500㎡以内	500㎡超	工作物	建築設備 ※解説資料①参照
改定前	5,000円	9,000円	14,000円	19,000円		34,000円	8,000円	—
改定後	(10,000) 13,000円	(17,000) 20,000円	(28,000) 33,000円	45,000円	76,000円		13,000円	14,000円

完了検査申請								
	30㎡以内	30㎡超 100㎡以内	100㎡超 200㎡以内	200㎡超 300㎡以内	300㎡超 500㎡以内	500㎡超	工作物	建築設備 ※解説資料①参照
改定前	10,000円	12,000円	16,000円	22,000円		36,000円	9,000円	—
改定後	(10,000) 20,000円	(12,000) 22,000円	(18,000) 29,000円	57,000円	77,000円		9,000円	13,000円

※（ ）の金額は、審査省略制度の特例を受ける場合

（2）省エネ基準の評価（仕様基準）に係る手数料【新設】 ※解説資料② 参照

	一戸建ての住宅		一戸建ての住宅 以外の住宅
	200㎡以下	200㎡超え	
改定前	—		
改定後	7,000円	9,000円	17,000円

※確認申請手数料に加算される

(3) 許可、認定等【改正】 建築基準法関係

内容	適用法	改定前	改定後
仮設建築物建築許可	法 85 条第 6 項	120,000 円	124,000 円
一団地の建築物の特例認定	法 86 条第 1 項	78,000 円	79,000 円
既存建築物の総合的設計による 建築物の特例認定	法 86 条第 2 項	78,000 円	79,000 円
一敷地内認定建築物以外の建築物 の建築認定	法 86 条の 2 第 1 項	78,000 円	79,000 円
一敷地内とみなす建築物認定の取消	法 86 条の 5 第 1 項	6,400 円	9,000 円

(4) 認定、許可等【新設】 建築基準法関係 ※解説資料③～⑦ 参照

内容	適用法	改定前	改定後
仮使用認定	法 7 条の 6 第 1 項	—	120,000 円
敷地と道路との関係に関する認定	法 43 条第 2 項		41,000 円
既存の一の建築物について二以上に 分けて工事を行う場合の全体計画認 定	法 86 条の 8 第 1 項 法 87 条の 2 第 1 項		46,000 円
用途を変更して一時的に他の用途の 建築物として使用する場合の許可	法 87 条の 3 第 6 項		124,000 円
大規模修繕・模様替に関する認定	令 137 条の 12 第 6 項、第 7 項		41,000 円

(5) 判定、認定等【改正、新設】 省エネ法関係

・建築物エネルギー消費性能適合性判定 手数料

床面積	住宅（一戸建て住宅）			
	200 m ² 未満		200 m ² 以上	
審査方法	標準計算法	仕様基準・ 標準計算法 併用	標準計算法	仕様基準・ 標準計算法 併用
改定前	—			
改定後	40,000 円	31,000 円	45,000 円	34,000 円

・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 手数料

住宅（一戸建て住宅）						
床面積	200 m ² 未満			200 m ² 以上		
審査方法	標準計算法	仕様基準	仕様基準 標準計算法 併用	標準計算法	仕様基準	仕様基準 標準計算法 併用
改正前	38,000 円 (6,000 円)	20,000 円 (6,000 円)	— (—)	43,000 円 (6,000 円)	21,000 円 (6,000 円)	— (—)
改正後	40,000 円 (8,000 円)	22,000 円 (8,000 円)	31,000 円 (8,000 円)	45,000 円 (8,000 円)	24,000 円 (8,000 円)	34,000 円 (8,000 円)

※上記表の()は登録住宅性能評価機関の事前審査を受けた場合の金額

4. 条例の適用

改正された「建築基準法」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行に併せ、条例の施行を令和 7 年 4 月 1 日とする。

※なお、現在市のホームページや窓口において、確認申請等に係る手数料が変更となる旨の周知を行っています。

以 上